

放送政策に関する調査研究会 第8回会合資料

# NHKのインターネット関連業務等の あり方について

---

平成25年5月15日

NHK専務理事 塚田祐之

# 本日のご説明項目

---

## 1 インターネットの利用について

(1) ラジオの放送同時配信について

(2) 番組に関連する情報の提供等について

① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等のライブ提供

② 災害情報や防災等に資する情報の提供

③ 放送終了後1か月を超えた提供

④ 業務ツールとしてのコンテンツの利用

(3) 新たなサービス・環境に対応するためのコンテンツ提供について

① ハイブリッドキャスト

② 学校教育コンテンツ

## 2 その他協会国際衛星放送関係等

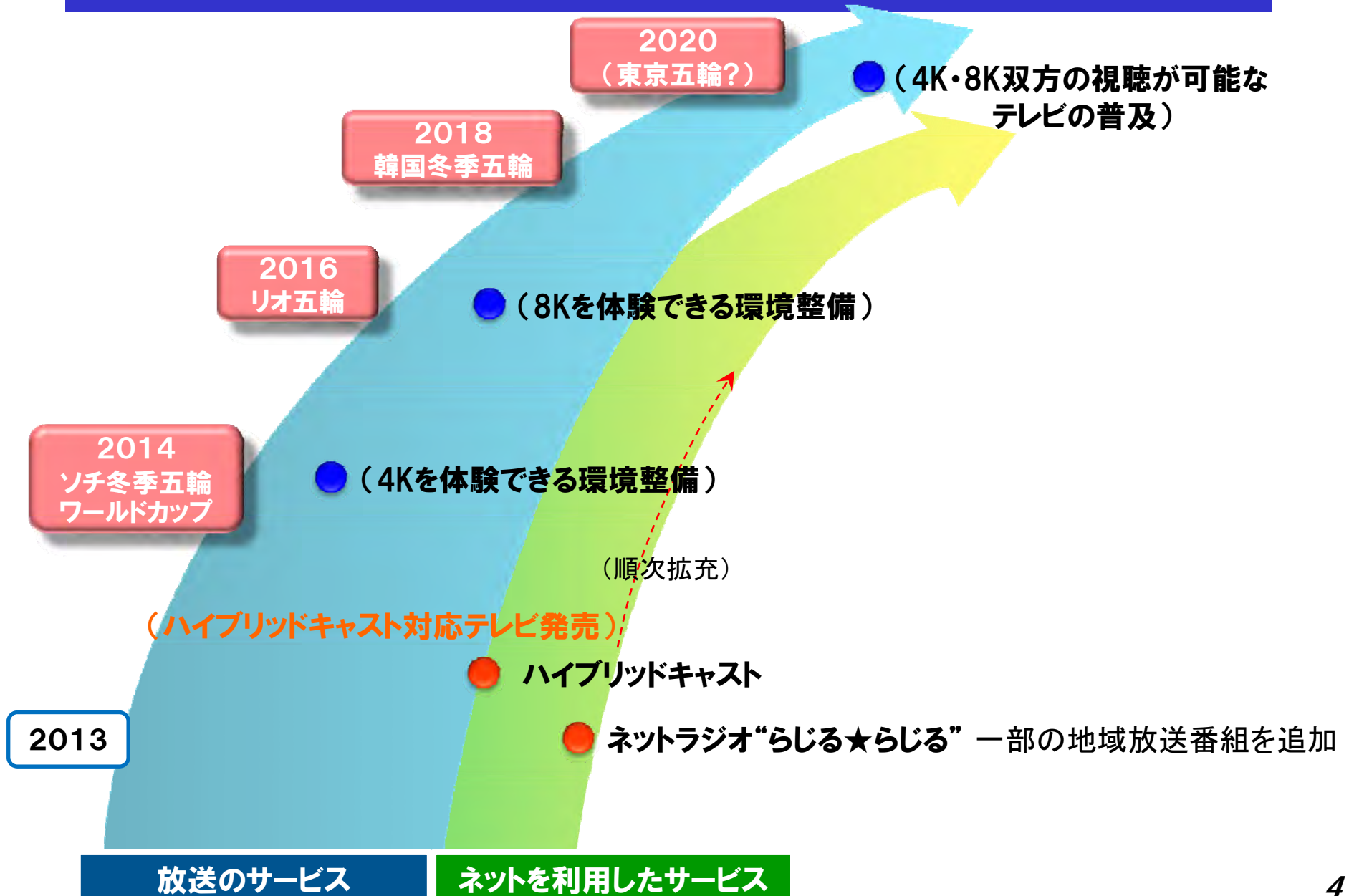
(1) 協会国際衛星放送にかかる手続きの簡素化

(2) VOD事業者に対する番組提供への区分経理の適用

# 1. インターネットの利用について

---

# 放送の高度化とインターネット



# NHKのインターネットを通じたコンテンツ提供

	インターネットで実施できるもの	実施できないもの
BtoC提供	<p><b>本来業務として行うもの</b>  <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 2px;">20条1項業務</span>                      番組制作、経営広報、調査研究等の業務の一環として行うもの</p> <p><b>附帯業務として行うもの</b>  <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 2px;">20条2項5号業務</span>                      災害・危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報、番組PRであって放送終了より前に提供を開始するもの 等</p> <p><b>個別に認可を得て行うもの</b>  <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 2px;">20条2項8号業務</span></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット独自コンテンツ(インターネット用に収集・加工したもの)の提供</li> <li>番組の放送終了前の提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-放送と同時の提供</li> <li>-放送に先行する提供</li> </ul> </li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※認可を得て行うものや、災害・危機管理情報等の提供等は、放送同時提供等が可能。</p>
BtoB提供	<p>「既放送番組等」の、「放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行うもの」への提供  <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 2px;">20条2項3号業務</span></p>	

「既放送番組等」の提供に該当するもの

20条2項2号業務

- 放送した放送番組
- その編集上必要な資料
- これらを編集したもの

\*いずれも、もともになる番組の放送が終了していることが要件。

▼受信料財源【「NHKオンライン」等】

▼利用者負担【NHKオンデマンド(NOD)】

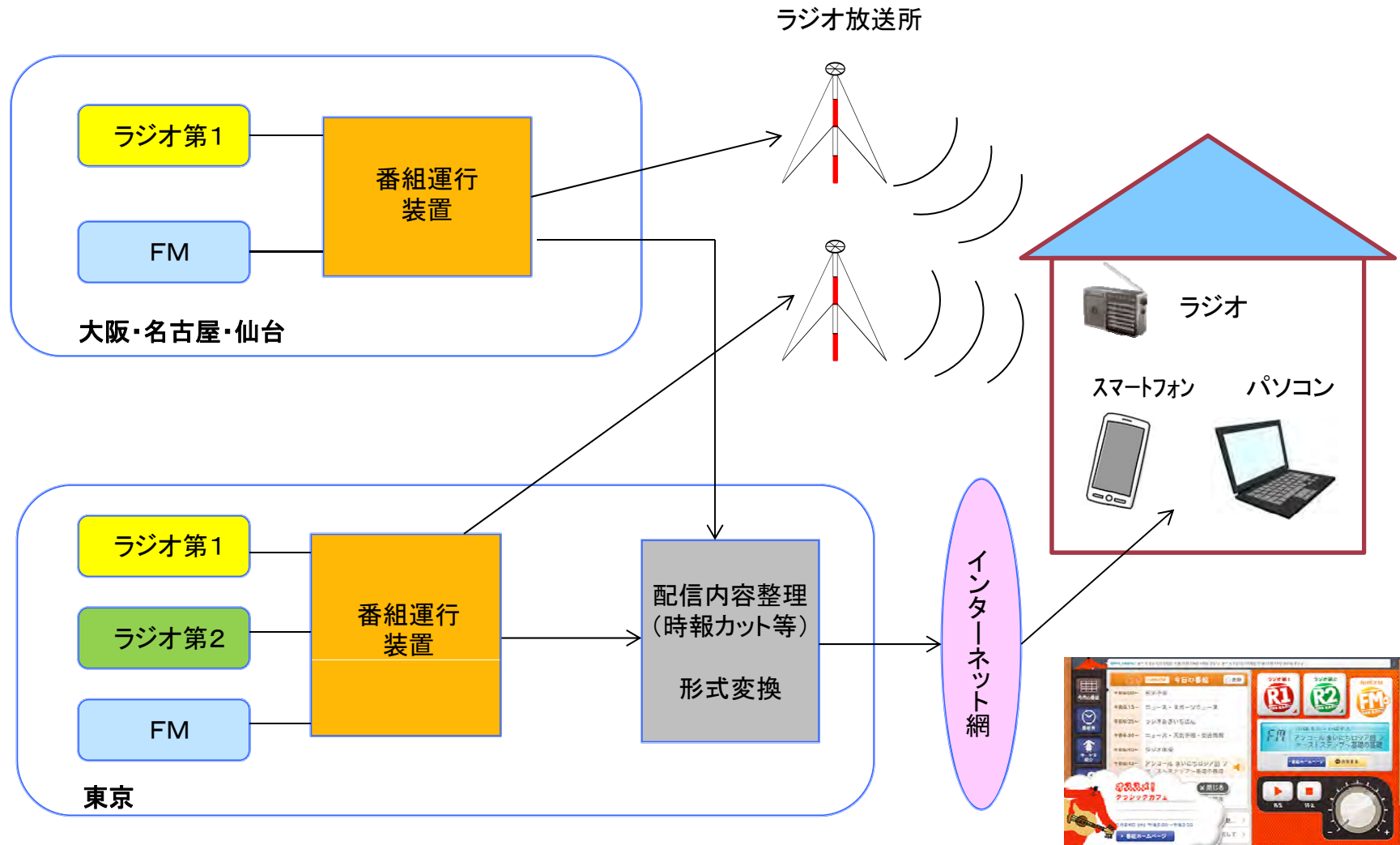
# 1-1 ラジオの放送同時配信について

---

# 「らじる★らじる」サービスの概要

- ▶ 夜間の外国電波混信やマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等によるNHKのラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための措置としての効果を検証するため、国内を対象として、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務。
- ▶ 現行制度では、原則としてインターネットを通じた放送同時配信は実施できない。
  - 平成23年3月に大臣認可を得て、同年9月サービス開始
    - ラジオ第1(関東広域)、第2(全国)、FM(東京都域)
    - 追加: 認可を得て、25年5月から一部の地域放送番組(近畿広域等)を開始予定
- ▶ 平成24年度の運用経費 約6千万円
- ▶ スマホアプリのダウンロード数 200万件(開始時からの累計)
- ▶ 大臣認可は平成25年度末までの期間限定であり、その後の取り扱いが課題

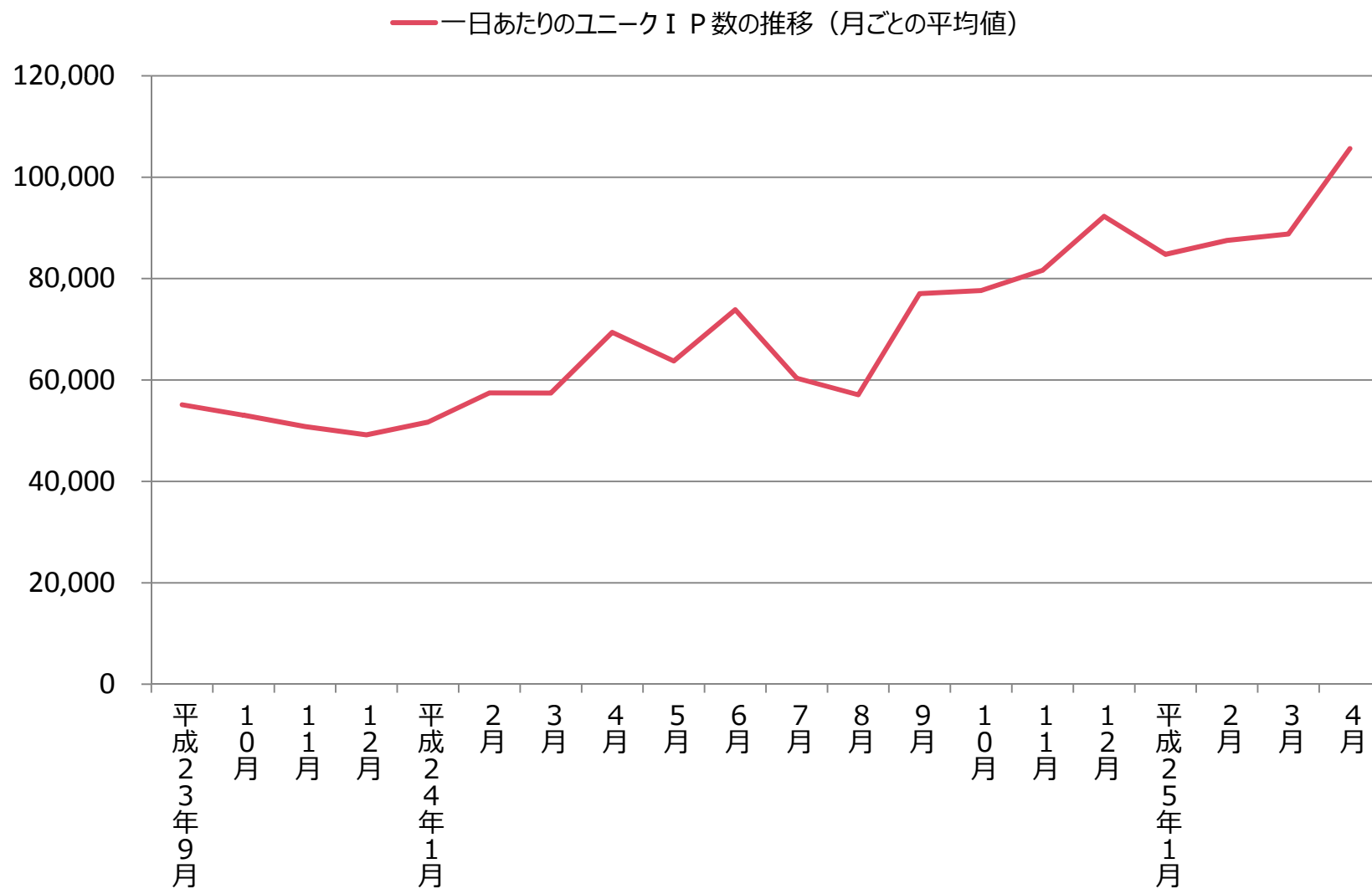
# (参考)「らじる★らじる」の運用イメージ



タブレット版

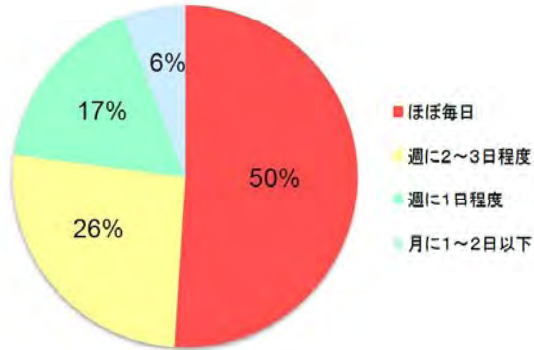


# (参考)らじる★らじる アクセス数の推移

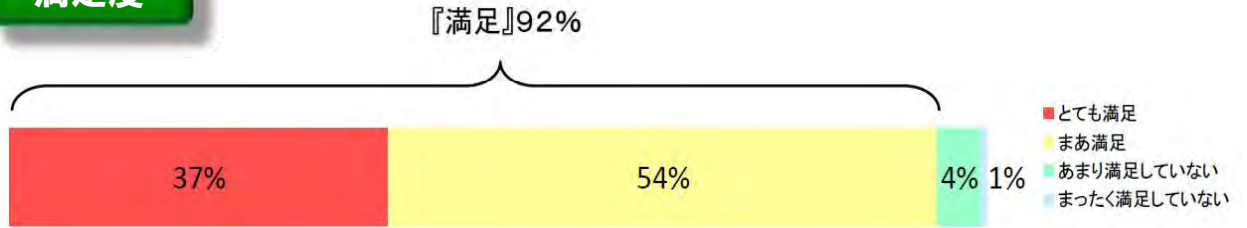


# (参考)らじる★らじる利用者アンケート結果(1)

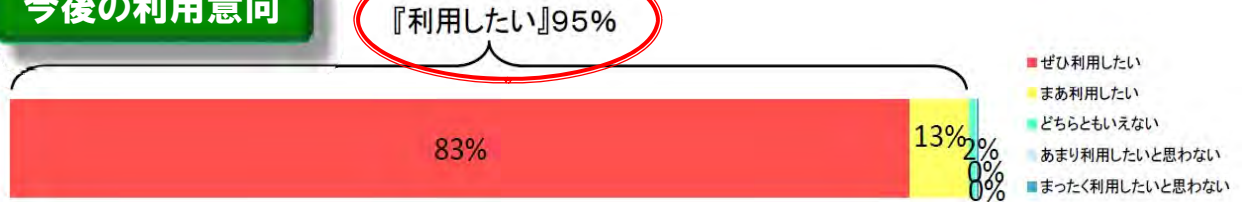
## 聴取頻度



## 満足度



## 今後の利用意向



## 利用理由



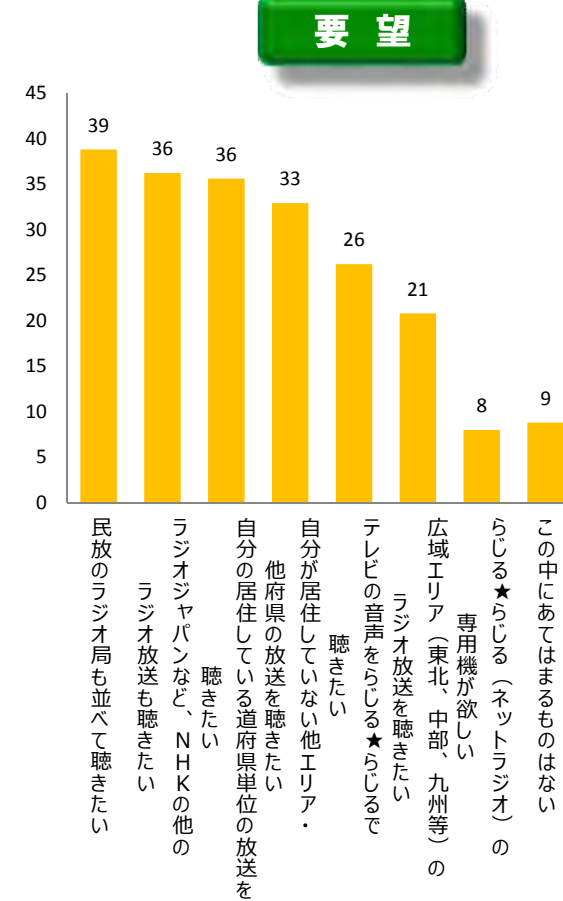
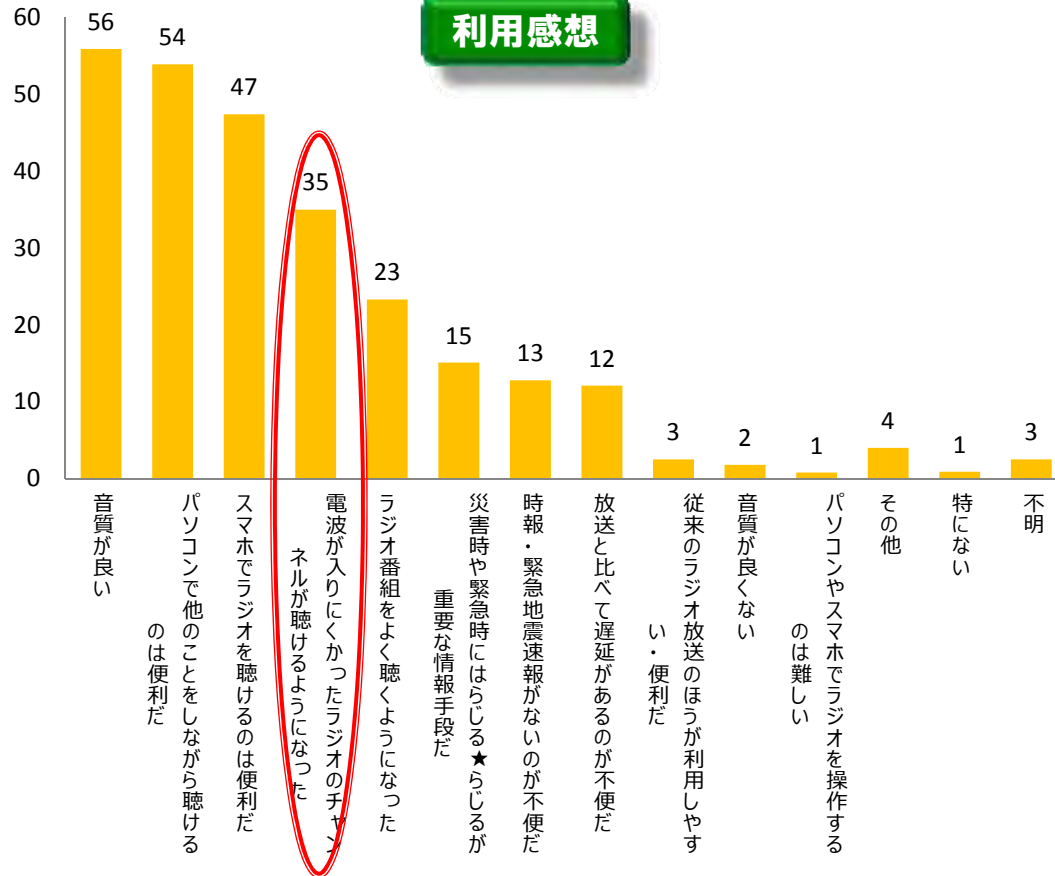
- 実施期間: 平成24年9月11日~10月1日
- NHKのらじる★らじるのホームページ、スマートフォンのアプリ上で実施

### 回答者の属性

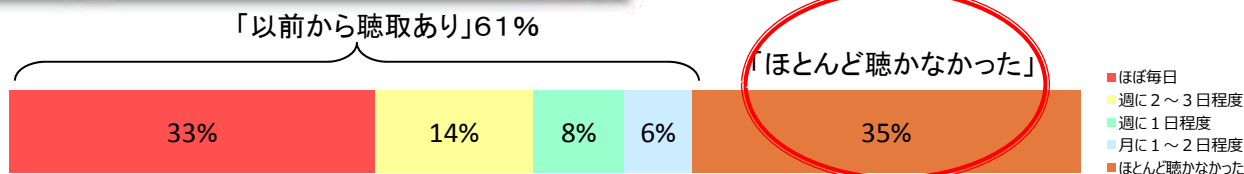
回答者数 4,146人

<男女別>		<男女年齢別>												
全体	男性	女性	男10代	男20代	男30代	男40代	男50代	男60歳以上	女10代	女20代	女30代	女40代	女50代	女60歳以上
4146	2427	1645	234	175	349	622	538	499	327	214	291	430	238	129
100	58.5	39.7	5.6	4.2	8.4	15.0	13.0	12.0	7.9	5.2	7.0	10.4	5.7	3.1

# (参考)らじる★らじる利用者アンケート結果(2)



## らじる利用以前のNHKラジオ聴取頻度



## 今後について

---

- ▶ アクセス数増加。サービスとしても、一般の認知、利用が進展。
- ▶ 送信管理といった技術的な面においても、安定的な運用確保の実績。
- ▶ ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資する手段として有効。



ラジオ放送を補完するものとして、現行認可期間終了後も業務として実施できるよう、業務規定上位置づけられることを希望

## 1－(2)

# 番組に関連する情報の提供等について

---

- ①オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等のライブ提供
- ②災害情報や防災等に資する情報の提供
- ③放送終了後1か月を超えた提供
- ④業務ツールとしてのコンテンツの利用

# 番組に関連する情報の提供



## ▶ 番組に関連する情報

- 放送番組をよりよく理解するための情報
- 放送番組の制作過程において入手した放送番組の素材

(平成13年 放送政策研究会「第一次報告」より)



▶ 放送を基盤として収集、保有するコンテンツの、インターネットを利用した視聴者への還元、有効活用



▶ より柔軟に実施できるように見直されることを希望

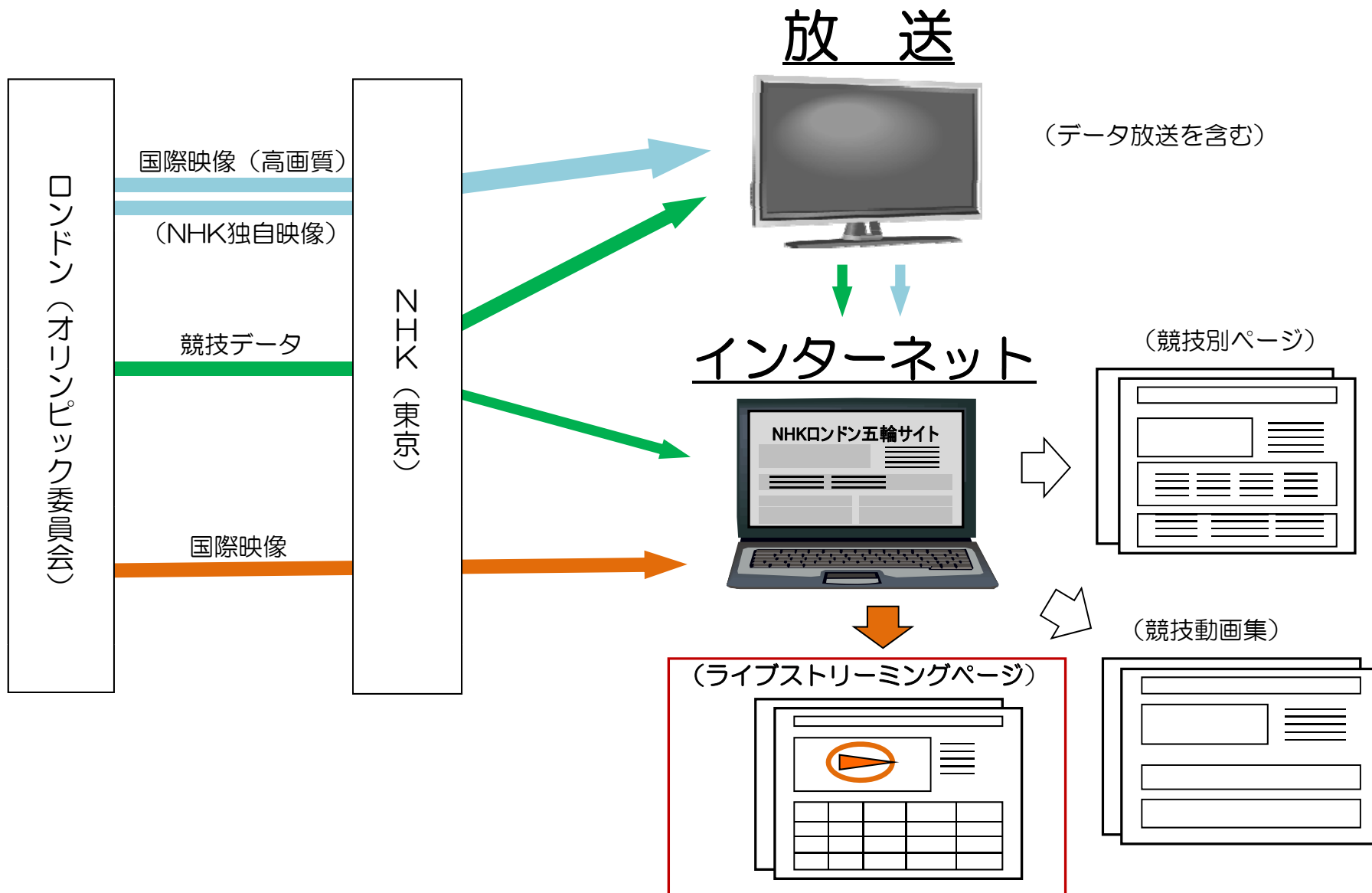
① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等

# ロンドン五輪ライブストリーミングの概要



- ➡ ロンドン五輪(平成24年7月27日～8月12日)において、NHKと民放が生放送しない競技種目の中から、その「生中継映像」をインターネットを通じて一般に提供。
- ➡ 放送用に取得したコンテンツではあるが、「既放送番組等」には当たらないもの、と整理された。
  - 大臣認可を得て実施。
    - ロンドンから伝送されるライブの国際映像に手を加えず、即時NHKのホームページ上で提供。(現地音声のみ。アナウンサーの実況や解説は付かない。)
    - 民放・NHKが共同で取得している放送権等に含まれている権利の活用
    - 実施にかかった追加経費 約3,800万円
    - 利用者からも好評。若い競技者の育成やスポーツ振興にとっても貴重な機会。
- ➡ 大臣認可はロンドン五輪に限定であり、今後の取り扱いが課題。

① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等  
(参考) 伝送・利用イメージ



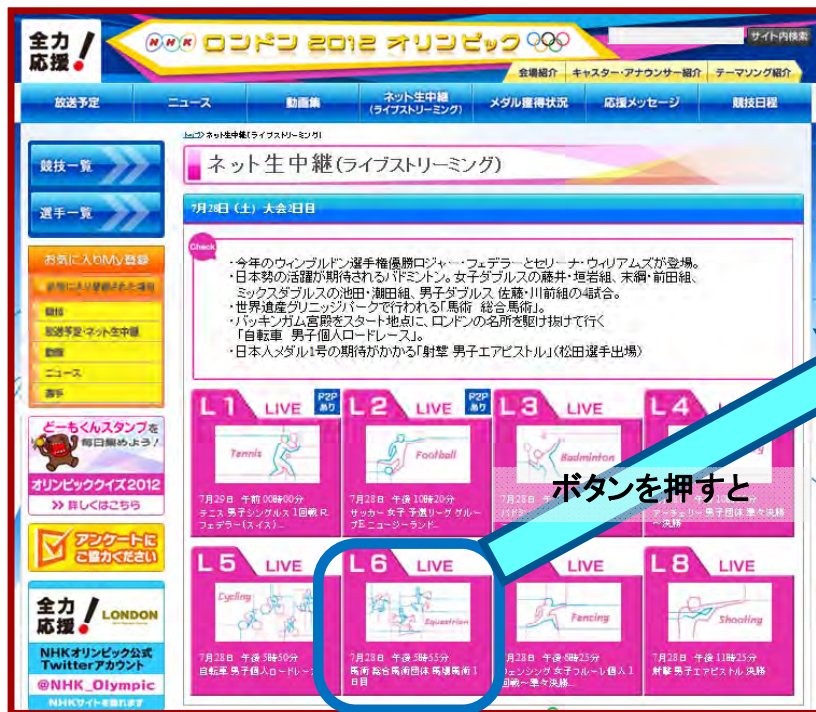


# ① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等 (参考)「NHKオンライン」での画面イメージ

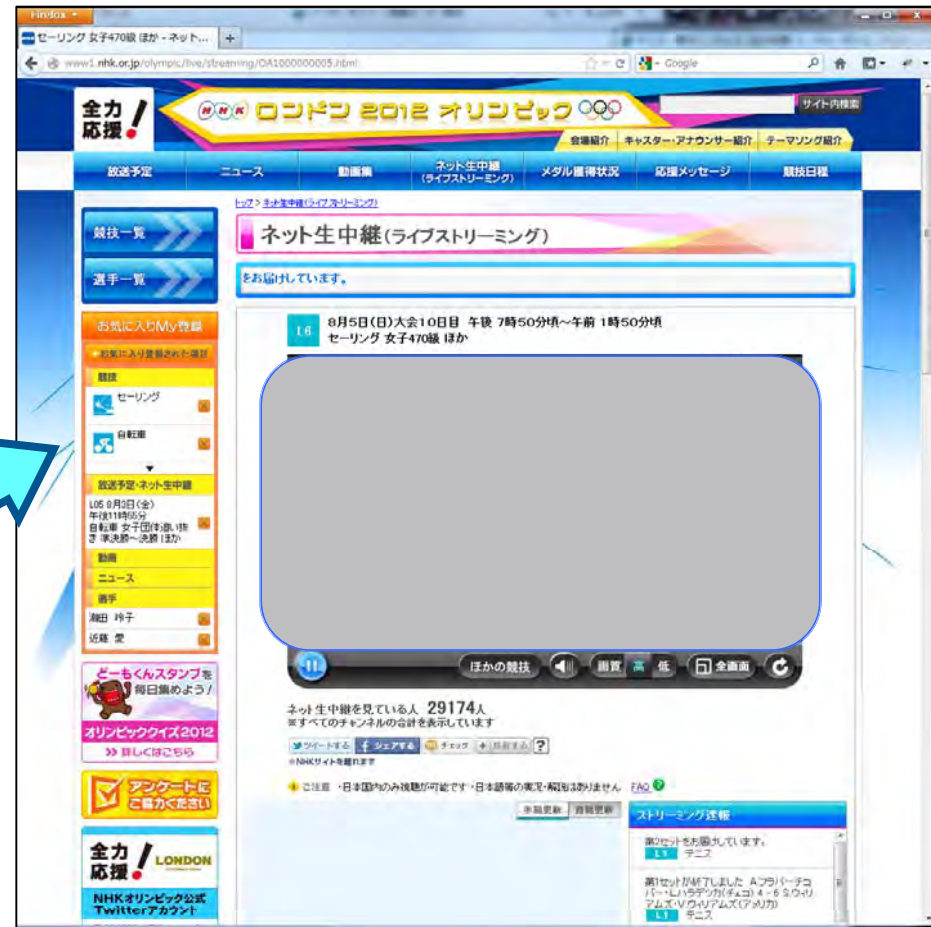


(ライブストリーミング画面)

(ロンドン五輪サイト)



最大 8 ch で配信



① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等



## (参考)画面イメージ

---

アーチェリー、カヌー、馬術、セーリング、自転車、射撃など

(アーチェリー)

(自転車)

(射撃)

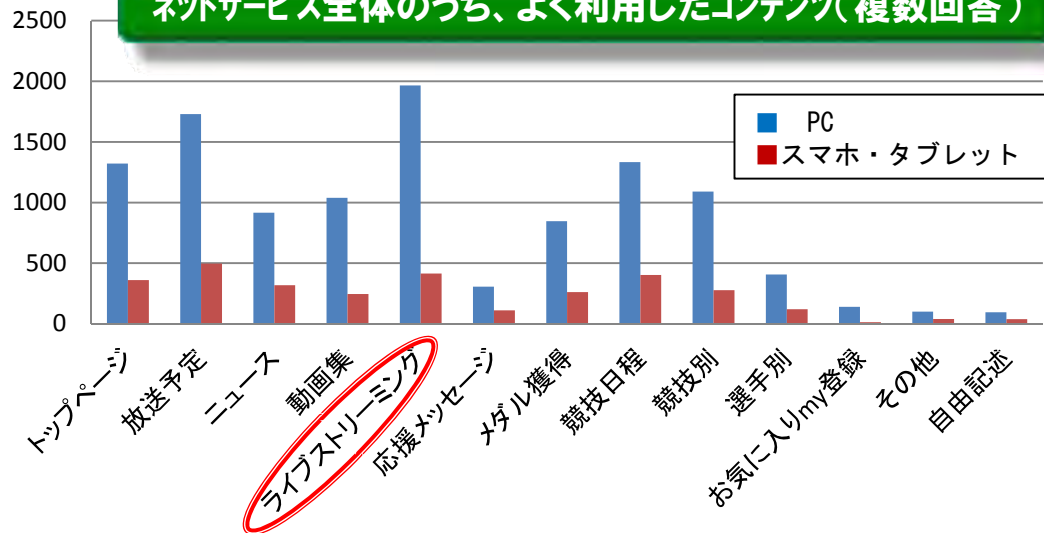
(馬術)

# ① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等 (参考) 反響

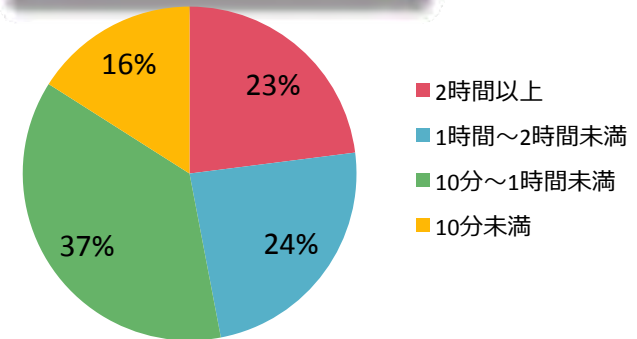


・ライブストリーミングの利用率 61% (30~50代男性が中心) 満足度 86% (たいへん満足+やや+普通)  
実況・解説がないことは、大きくは影響していない

ネットサービス全体のうち、よく利用したコンテンツ(複数回答)

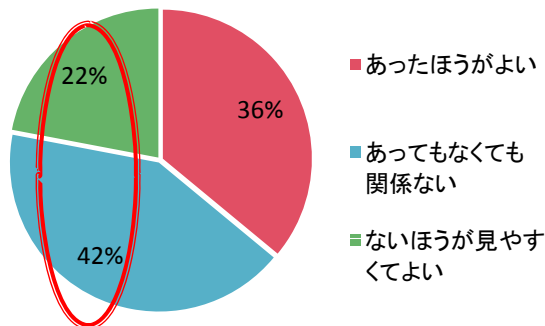


1回あたりの利用時間

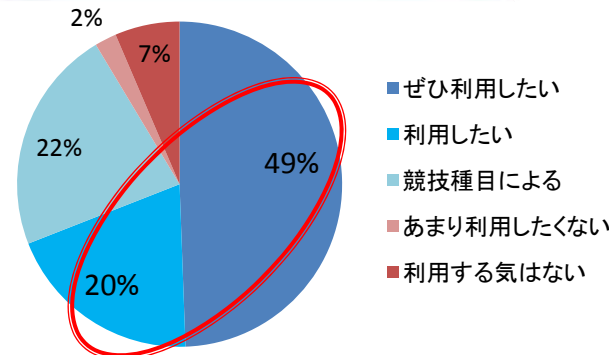


・通常、NHKオンラインの閲覧時間は利用者1回あたり平均4~5分  
・オリンピックのネット生中継では10分以上の視聴が84%、1時間以上が47%に上った。

解説・実況が



今後同様のサービスがあれば



**【アンケート概要】**

NHKのHP上で調査  
○集計期間 7月23日~9月2日  
○回答数 5043件  
○男性 57% 女性43%

# ① オリンピックなど国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等 今後について



## ➡ アンケート等からは、歓迎する意見が多い。

(利用者の声の例)

- テレビはどこも同じ競技のハイライトと結果ばかり。このネット生中継は新鮮でとてもいい企画だった。
- 今まで全く知らなかった競技を知ることができ、今までは五輪のほんの一部しか見ていなかったことを改めて知った。
- 場内のざわめきや声援などが臨場感満点。まるで会場で見ているような気分を味わえた。
- 海外勢同士の試合が中継されることで、日本に住む外国人も自国の応援ができる。こうした試みは広げてほしい。

- ➡ 放送番組の編集上必要な資料として取得したコンテンツだが、生放送では使用しないものもある。
- ➡ NHKが保有する権利の範囲内でインターネットを用いてライブ提供することについて、利用者の要望・評価の高いものであれば、放送を補完するものとしても、受信料の使い方としても意義がある。



現行のような形での個別認可ではなく、業務としての位置づけ(または包括的な認可)を希望。

## 災害情報、外国人向け情報等の提供の取り扱い

### ▶ 災害情報等

- 災害情報、危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報(外国語によるもの)については、「既放送番組等」に当たらないコンテンツでも、インターネットを通じて積極的に提供することが適当と認識。
  - ・国民の安心・安全を守る情報や、国際相互理解を促進する上で対応が求められる分野の情報の提供は、公共放送の理念に合致。
- この認識にもとづき、東日本大震災時のテレビの放送同時配信や、外国人向け(NHKワールドTV)の放送同時配信、新燃岳噴火のライブ映像提供等を実施。

▶ ただし、法律上の整理や範囲が必ずしも明確でない面も。

災害・危機管理情報、選挙情報および外国人向け情報のインターネットでの提供については、可能な限りNHKの自律的な判断で、積極的に実施できるよう、業務規定上明確にされることを希望。

(参考) 平成13年 総務省放送政策研究会「第一次報告」より

「とりわけ、国民の生命の安全・財産の保全の観点や民主主義の健全な発達の観点から、災害情報及びテロ活動等の危機管理に関する情報や選挙情報、国際情報発信(外国語放送によるもの)といった、あらゆるメディアを通じてできる限り迅速・的確に提供されることが社会的に当然のこととして求められる分野や国際相互理解を促進する上で対応が求められる分野については積極的に提供していくことが適当と考えられる。」

## 防災・減災等に資する情報の提供の取り扱い

- ▶ NHKは、防災等に関わる様々な情報を日々入手・保有。すぐに放送に利用できるよう加工しているものもあり、これらはインターネットでも提供が可能。
- ▶ しかし、発災や緊急状態に至っていない場合や、自然災害でない安全・安心情報のインターネット提供については、その取り扱いが明確でない。
  - 河川水位、火山活動、大気汚染(例:PM2.5拡散情報)、放射線量、電気情報等
- ▶ こういった情報を、NHKの編集判断の下、インターネット提供することについては、国民の安心安全を守るものであり、公共放送の理念に合致。



NHKが、防災・減災等、人命や国民生活への影響の軽減に資すると判断した情報について、

- ・緊急時に限らず必要と判断したときに、
- ・放送との先後関係等にとらわれることなく、

インターネットで提供することが業務として明確に位置づけられることを希望。

## ②災害情報や防災等に資する情報の提供

# (参考) 東日本大震災で放送をインターネットで同時送信



## テレビ

- ➡ USTREAM(総合 3/11~25)
- ➡ ニコニコ生放送(総合 3/11~25)
- ➡ Yahoo!(総合 3/13~25,教育 3/14~18)

- USTREAMとニコニコ生放送あわせて約3,000万回程度視聴されたと推定
- 海外からもアクセス(国内は78%)



## ラジオ第1

NHKオンライン上で配信(3/12~22)

放送同時提供だが、緊急時の対応として実施

## ②災害情報や防災等に資する情報の提供

# (参考)ロボットカメラ映像(新燃岳噴火情報)



▶噴火後、鹿児島局と宮崎局のホームページでライブカメラ映像を提供(平成23年2月2日～)

▶平成25年5月13日現在も噴火警戒レベル3(入山規制)が継続

▶火山の様子は引き続き放送用に収録、インターネットでのライブ提供も継続



災害や緊急事態に至らないとされた場合における、放送用に時々刻々と入手するデータの取り扱い



## ②災害情報や防災等に資する情報の提供

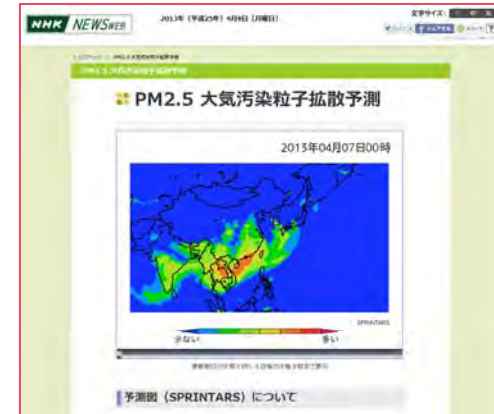


# (参考) データ放送との関係

➡ データ放送により放送している情報もあるが課題も。

### ➡ PM2.5などの微粒子の拡散予測

- データ放送で放送したものをインターネットで提供。
- 情報は入手していても、データ放送コンテンツを制作し放送するまでの間、インターネット提供は待つ必要がある。
- データ量に制約があるため、データ放送で出せるのは保有画像の1/10以下。



### ➡ 河川水位・雨量情報

- 気象庁等から入手したデータを、NHKにおいて地図としての表示に変換し、データ放送とインターネットで提供。
- データ放送に比べると、インターネットはより身近な情報の掲載が可能。

(1時間雨量)



(河川水位)



ニュースやデータ放送で放送したものを「既放送番組等」としてネット提供する場合、放送では時間(タイミング)や帯域(データ量)の制約のために出し切れない情報の取り扱い

③ 放送終了後1か月を超えた提供

## インターネットでの提供期間の現状と課題



- 受信料による既放送番組等のインターネットでの提供は、規模に自ずから一定の範囲があるものと認識。
  - 平成20年「業務の基準」では、それを担保するため
    - 金額の上限(年額40億円程度)だけでなく
    - 期間の要件(1か月程度)も定めて運用(権利処理費用等 経費の増大を懸念)
- その後、インターネット環境進展による変化
  - 利用者・・・動画視聴環境
  - NHK・・・権利処理、経費の計画的管理、NODとのすみ分け
  - 一方、1か月という期間の上限による不都合も  
(例)学校放送番組、福祉番組
- 「適正規模」は、年間金額の上限の要件のみで管理運用することが十分可能な状況
- 公共放送の運営の上で必要な場合に、過去番組のクリップなどを利用することができれば、NHKの価値を高めることにもつながる



1か月の期間の要件を廃止できるようにすることを希望

### ③ 放送終了後1か月を超えた提供

## (参考)教育・福祉番組のインターネット提供の例



#### ● 学校放送番組

-学習指導要領が改訂されるまで利用価値がある。

#### ● 福祉番組

-介護等のノウハウは長く利用可能で内容は多岐にわたる。

### 学校放送番組「見える歴史」



・24年度まで提供、現在は提供終了

### 福祉番組「ワンポイントリハビリ」



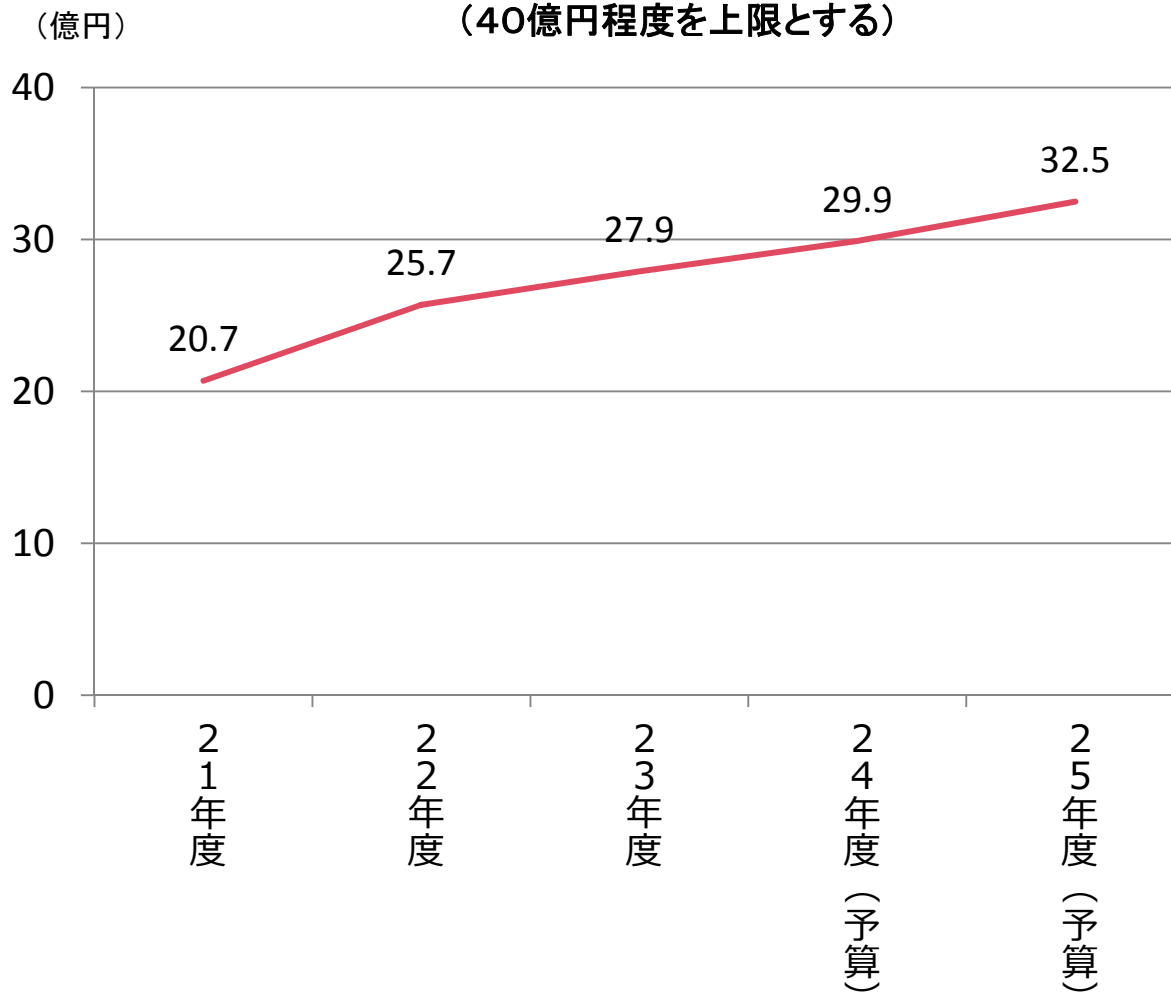
- ・動画クリップ「転倒を防ぐ」
- ・番組終了とともに、現在は提供終了

③ 放送終了後1か月を超えた提供

# (参考)20条2項2号業務に係る経費



専ら受信料を財源として行うものの経費の推移  
(40億円程度を上限とする)



【平成23年度 内訳】

区 分	決算額
総 計	27.9
インフラ関連	5.7
サーバー・ネットワーク関連 制作システム関連	4.3 1.3
コンテンツ関連	22.2
総合編集・ガバナンス関連 ニュース・番組関連 デジタルアーカイブス関連	0.8 18.6 2.7

(NHKのホームページで公開)

#### ④ 業務ツールとしてのコンテンツの利用

### 20条2項2号業務とは別の業務を実施するための手段として コンテンツを利用する場合の取り扱い



- ➡ インターネットは、業務のツールとして社会活動の様々な局面で活用。
- ➡ NHKにおいても、研究成果の公表や催し物の公開の手段等として利用。
  - (例)NHKが実施する無料催し物において、直接来場できない関係者等への配慮として、インターネットを通じて観覧できるよう、事後放送用に収録する映像を、ライブで提供しているケース
    - ➡ NHK全国学校音楽コンクール … ブロック大会の様様
    - ➡ 全国工業高等専門学校ロボットコンテスト … 地区大会の様様
  - この例では、「催し物の開催」という業務の一態様(=公開・観覧の手段)という位置づけで実施。
  - これまで「20条2項2号業務」との関係もあり、この2例に限って抑制的に実施。
- ➡ ただし、法律上の整理や範囲が必ずしも明確でない面も。



可能な限りNHKが自律的に適否を判断して業務を実施できる観点から、業務規定上明確にされることを希望。

## ④ 業務ツールとしてのコンテンツの利用 (参考) イベントのライブ提供の例



### ➡ NHK全国学校音楽コンクール



小・中・高等学校の児童・生徒を対象とした合唱コンクール（教育イベント）。昭和7年に児童唱歌コンクールとして発足し、今年で第80回。学校単位で参加し、都道府県地区→ブロックを経て全国コンクールへ進む。

### ➡ 全国工業高等専門学校ロボットコンテスト



全国の高专学生が、与えられた競技課題に従ってロボットを製作し、競技を通じてその成果を競う全国規模の教育イベント。今年で26年目。地区大会（全国8地区）で選抜されたチームにより全国大会を開催。

### ➡ 上記以外に考えられる、20条2項2号業務とは別の業務目的でコンテンツを利用する例 (いずれも外形上はインターネット独自コンテンツにあたる)

- 研究所が実施する講演等のライブ中継 \*
- NHK紅白歌合戦の出演歌手発表記者会見のライブ中継 \*
- 教育番組国際コンクール「日本賞」授賞式のライブ中継

( \* は実施実績があるもの )

# 1－(3)新たなサービス・環境に対応するためのコンテンツ提供について

---

①ハイブリッドキャスト

②学校教育コンテンツ

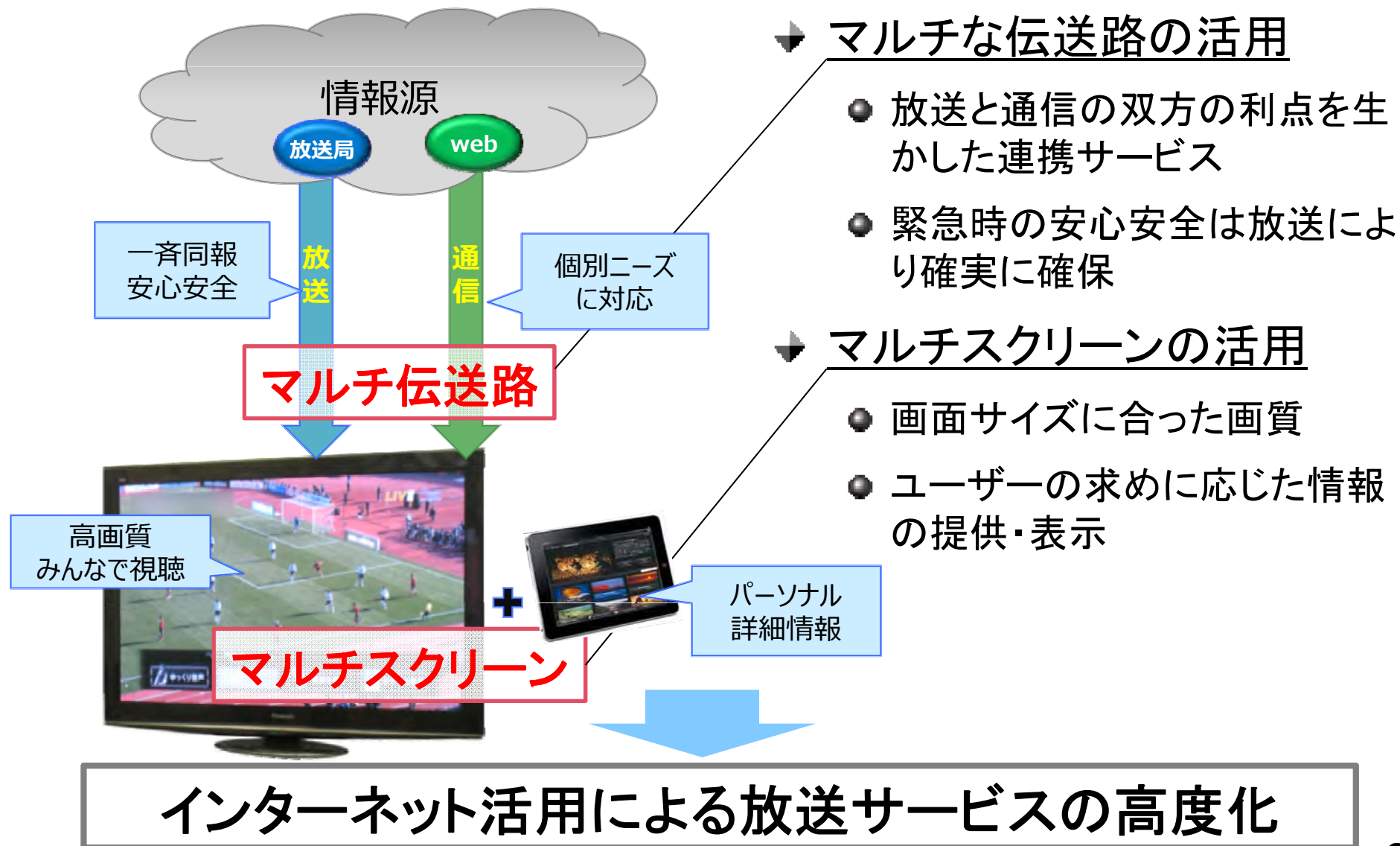
## ハイブリッドキャストの推進

---

- ▶ 総務省「放送サービスの高度化に関する検討会」  
第2回会合（平成25年2月28日）
  - スマートテレビに関する検討状況「基本的な考え方」
    - ▶ こうした新たなサービス（引用者注 いわゆるスマートテレビ）に関するアプリケーション提供事業者、受信機メーカー、放送事業者等関係する事業者が共同してサービスの具体化に取り組む
- ▶ 平成25年度NHK予算に対する総務大臣意見
  - スマートテレビ等新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて、関連民間事業者等と連携を図りつつ、公共放送として先導的な役割を果たすこと。



# ハイブリッドキャストの基本コンセプト



## ➤ マルチな伝送路の活用

- 放送と通信の双方の利点を生かした連携サービス
- 緊急時の安心安全は放送により確実に確保

## ➤ マルチスクリーンの活用

- 画面サイズに合った画質
- ユーザーの求めに応じた情報の提供・表示

# ① ハイブリッドキャスト

## ハイブリッドキャストのサービス事例(1)



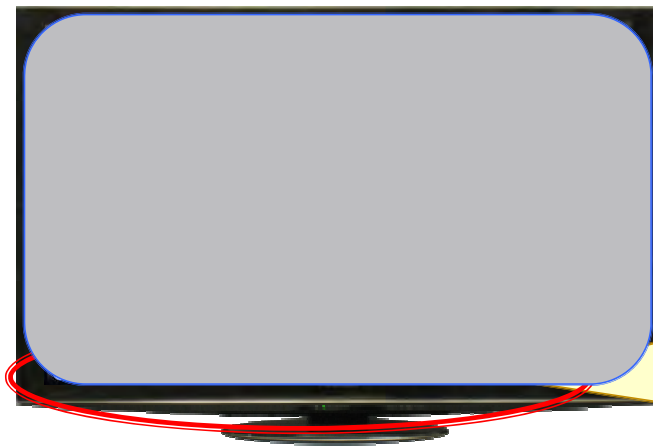
A: オンデマンドコンテンツの  
おすすめを表示

B: 選手の詳細情報を  
好みに合わせて  
表示

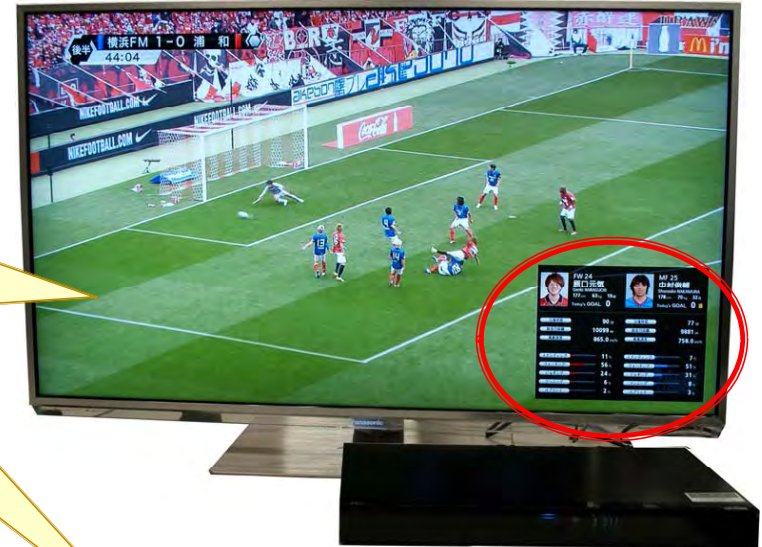
C: ソーシャルネット  
で友人と意見を交  
わしながら観戦



D: タブレット上にお  
すすめVODや関連  
情報を表示し、選択  
してテレビの表示に  
切り替える



E: 最新ニュース項  
目をネットから取得  
し画面上にスクロ  
ール表示。いつでも詳  
細情報を表示できる



① ハイブリッドキャスト

# ハイブリッドキャストのサービス事例(2)



F: ネットからの外国語字幕を表示



G: マルチビューカメラ



H: 好みの歌手を選び切り出した映像をネットから得て放送と同時に表示



I: 気象情報をネットからの手話CGで表示

## ハイブリッドキャスト NHKの実施上の制度課題

編集資料の放送同時提供または独自コンテンツの提供に該当するものは、現行制度では実施できない

### ➡ 例

- 関連情報の送信
  - ➡ 選手の詳細情報や試合の進行に合わせて生成されるデータなどの番組関連情報
  - ➡ 利用者の希望に応じて、番組の進行と同時に通信で提供
- マルチビューカメラ
  - ➡ スポーツ中継などで放送画面と異なるカメラの映像
  - ➡ 希望に応じて、放送と同時に通信で提供
- 気象情報の手話表示
  - ➡ 気象情報の内容に応じて自動的に生成された手話CG画像
  - ➡ 希望に応じて、放送と同時に通信で提供

## ハイブリッドキャストの実現に向けて

- ▶ オールジャパン体制の下での「スマートテレビ推進」の観点から、NHKについては、

放送番組の進行と同時に、当該放送番組に関連する情報等を、ハイブリッドキャストの放送・通信連携サービスとして、電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務

をNHKの業務規定上位位置付けることが必要



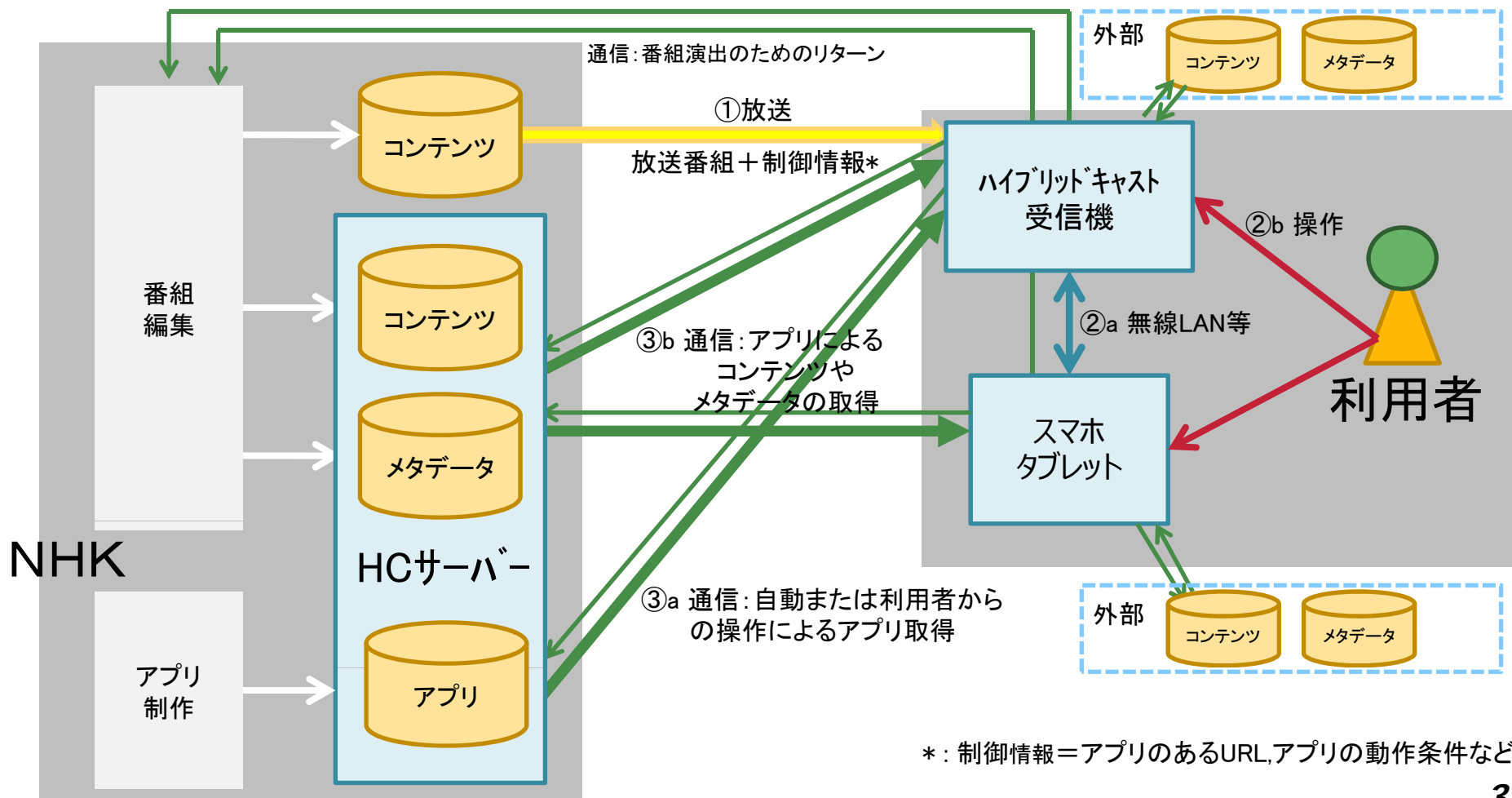
いわゆるスマートテレビ(ハイブリッドキャスト)をNHKが十全に実施できるような制度整備を要望

# ① ハイブリッドキャスト



## (参考)ハイブリッドキャストを用いたインターネット業務

アプリの制作や、利用者に向けて行う「➡」の送信の、NHKの業務規定上の位置づけ



# 学校教育環境のデジタル化

➡ 政府が学校教育環境のデジタル化を推進

「フューチャースクール推進事業」、「学びのイノベーション事業」

- 子どもたちへの1人1台の情報端末の配付計画
- 電子黒板等デジタル機器の活用
- ICTを使って児童が教え合い学び合う「協働教育」の推進 など



➡ NHKはこれまで学校向けの教育番組を放送

➡ 引き続き放送を通じて学校教育に貢献できるようにしていく観点からはNHKも学校教育環境のデジタル化に対応していくことが必要

## ② 学校教育コンテンツ

# インタラクティブな学校教育コンテンツの提供



- ➡ 現状：ホームページで簡単な資料等を提供（主に教師向け）
- ➡ 課題：
  - タブレット端末等の児童・生徒利用に対応したものではない
  - 子どもの感覚に対応した魅力あるコンテンツとしては不十分
- ➡ 教育番組の制作を通じて得たノウハウを活用
- ➡ 放送を補完して理解の定着を図り、番組の継続視聴（次回・次学年）をサポート
- ➡ 経済的・地理的状况にかかわらず平等に利用でき、義務教育の課程を下支え  
(義務教育について、学習指導要領の範囲内で実施)



インターネットの特質を生かしたインタラクティブな学習コンテンツの提供ができるようになることを希望

### 実施イメージ

- ・学校放送番組のキャラクターが案内役となって、楽しみながら学べる内容
- ・子どもが自分のペースで、タブレット端末等を使い復習や習熟度確認が可能なもの



## 2 その他協会国際衛星放送関係等

---

- (1) 協会国際衛星放送にかかる手続の簡素化
- (2) VOD事業者に対する番組提供への区分經理の適用

# (1) 協会国際衛星放送にかかる手続の簡素化

- 現在の手続
  - ➔ 開始：経営委員会議決を経て、総務大臣に事後届出
  - ➔ 休止・廃止：経営委員会議決を経て、総務大臣認可
- 協会国際衛星放送は放送手段(外国衛星)を市場から調達しており、開始にあたっては臨機かつ柔軟な対応が求められる場合も
- 一方、休止・廃止については、使用する地域衛星が近年急増(平成20年10基→現在25基)していることから、今後、相手方倒産による休止・廃止など判断の余地がない場合も



- 開始、休止・廃止について、現行手続きの簡素化を希望
  - ➔ 開始：経営委員会が軽微と認めた事項に限り議決を不要とする
  - ➔ 休止・廃止：経営委員会が軽微と認めた事項に限り議決を不要とし、相手先都合による場合には総務大臣には事後届出で可とする

## (2) VOD事業者に対する番組提供への区分経理の適用

### ➡ 現状：平成19年放送法改正

番組アーカイブのオンデマンド提供業務が追加。番組アーカイブ業務勘定で区分経理して実施。

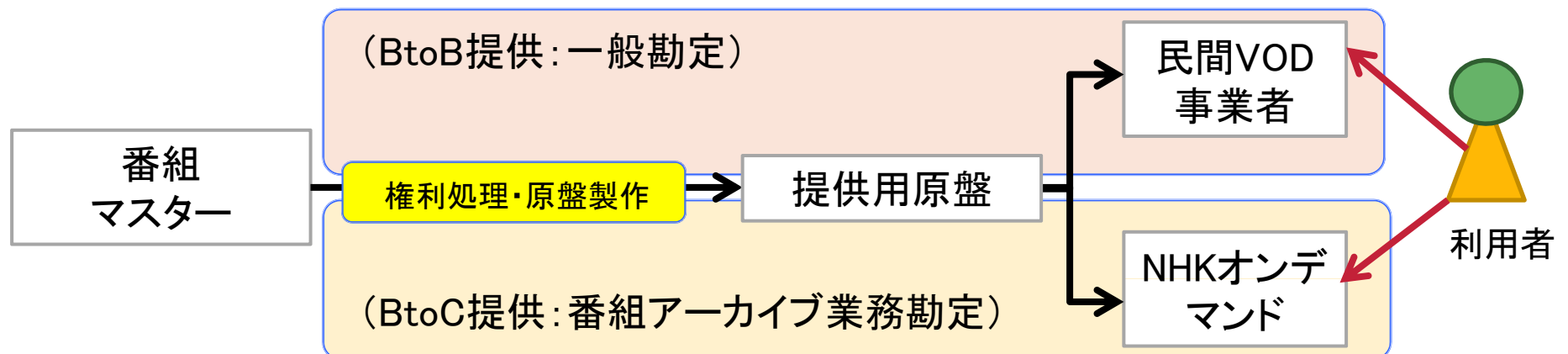
一方、民間VOD事業者への提供は一般勘定で実施

→その後民間VOD事業の普及が進展、提供要望が増加

### ➡ 民間VOD事業者への提供は、権利処理等の多くがNHKオンデマンドと共通



一体的運用を図れるよう、同じ区分経理の対象とすることを希望



# 參考資料

---

## 放送法 参考条文①

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。)を行うこと。
    - イ 中波放送
    - ロ 超短波放送
    - ハ テレビジョン放送
  - 二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)を行うこと。
  - 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
  - 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。
  - 五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。
- 2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 (略)
  - 二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料(これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するものを除く。)
  - 三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。
  - 四 (略)
  - 五 前項の業務に附帯する業務を行うこと(前各号に掲げるものを除く。)
  - 六～七(略)
  - 八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
- 3 (略)
- 4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。  
(略)
- 9 協会は、第二項第二号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

## 放送法 参考条文②

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

(略)

ハ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止(経営委員会が軽微と認めたものを除く。)

ト テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止

(支出の制限等)

第七十三条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、第二十条第二項第二号及び第三項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(放送の休止及び廃止)

第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。

ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合については、第百五条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十六条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

## 放送法第20条第2項第2号の業務の基準（インターネット実施基準）

### 第1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの

#### 1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、受信料を財源として一般の利用に供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

#### 2. 規模

年額40億円程度を上限とする。

#### 3. 既放送番組等の提供の態様

協会のホームページ(ウェブ上のサイトをいう。以下同じ。)において行うこととし、当該ホームページにおいて、協会が放送した当該放送番組(以下「当該放送番組」という。)の名称を明示する。

#### 4. 既放送番組等の提供期間

当該放送番組の終了後1か月程度(シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度)で終了することを基本とする。

なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、もしくは歴史上特に重要な事実を記録したものまたは防災に役立つものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。

#### 5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供

災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供(外国語によるものに限る。)については、2から4までの規定にかかわらず、必要に応じ、積極的に実施する。

#### 6. 画質

既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。

#### 7. 基本計画の作成と公表

各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表し、これに則って実施する。各事業年度の基本計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。